

**BE KOBE**

**令和 4 年度**  
**国家予算に対する提案・要望**  
**(都市局関係抜粋版)**



**神戸市**

# 提案・要望項目

---

## | 新型コロナウイルス感染症対策項目

- I. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実
- II. 感染拡大防止策の強化
- III. 市民生活を守るための取組みの推進
- IV. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

## | 重点項目

- I. 地方創生・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- II. 陸海空の広域交通結節機能の強化
- III. 都心・三宮再整備の推進
- IV. 神戸医療産業都市・新産業の推進
- V. 神戸観光と芸術・文化・スポーツの振興
- VI. まちの活力の創出
- VII. 安全・安心なまちづくりの推進
- VIII. 子育て・教育環境の充実
- IX. 保健・福祉・医療の充実

## | その他項目

- I. まちの活力の創出
- II. 安全・安心なまちづくりの推進
- III. 子育て・教育環境の充実
- IV. 保健・福祉・医療の充実
- V. 真の分権型社会の実現

# 新型コロナウイルス 感染症対策項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和4年度 神戸市

## IV. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

»総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

### 1) 地域の雇用維持と事業継続及び地域経済の活性化に対する支援の充実

#### ○ 事業継続に向けた支援

- ・新型コロナウイルスによる地域経済等への影響を最小限に抑えるため、中小企業等の事業継続を下支えする業種・業態や事業規模（売上高、店舗数、資産の保有状況、従業員数等）に応じた新たな支援策を講じること
- ・休業・時短要請協力金や家賃の負担軽減支援などの各種給付金、雇用調整助成金等の各種助成金などの事業者支援策について、期間延長、要件緩和を含め、拡充・継続して支援すること
- ・事業継続に必要な融資が円滑に受けられるように民間金融機関や日本政策金融公庫等による各種制度融資を拡充・継続するとともに、既往債務の返済猶予等の条件変更にかかる追加信用保証料の補助等、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底すること
- ・事業者に迅速に支援が行き届くよう、事務手続きのICT化・簡素化を進め、申請支援体制・窓口体制を強化すること

#### ○ 消費・需要喚起に向けた支援

- ・観光需要の回復状況を踏まえた上で、ホテル・旅館・土産物店等の観光関連事業者の事業継続のための新たな需要喚起策を行うこと
- ・休業・時短要請、外出自粛、消費低迷等により甚大な影響を受けている飲食店・物販店・サービス業等を支援するための消費喚起策を実施するとともに、地域コミュニティの賑わいや安全・安心を支える商店街等を対象とした賑わいを回復するための支援などの十分な財政措置を行うこと

○ with コロナ、ポスト・コロナに対応するための将来に向けた投資支援

- ・テレワーク等新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着に向けて、DX・事業転換に取り組む中小企業への専門家派遣等の人的支援やITインフラへの投資促進支援等を拡充すること
- ・灘の酒、ケミカルシューズ、スイーツ、真珠等の地場産業における国内外に向けた販路開拓、ブランド力の強化・発信等の財政支援の継続、ポスト・コロナ社会を見据えた新たな取組みに対する財政支援の拡充を行うこと

○ 業種・地域・職種間の人材融通支援

- ・新型コロナウイルス感染症による社会変革に伴う人材需給の不整合を解消するため、建設・製造・社会福祉・介護サービスの職業等にかかる職業訓練を拡充するとともに、業種・職種を超えた円滑な人材移動や雇用機会の確保につながる効果的な対策のさらなる促進のため、十分な財政支援を行うこと

## 2) 事業継続に向けた神戸港・神戸空港に対する支援

○ 港湾物流事業者の事業継続の取組みに対する支援

- ・港湾運送事業者等の事業継続に向けた集貨・創貨等の取組みに対する財政支援を拡充すること

○ フェリー事業の運航確保に対する支援

- ・需要回復や事業継続に対する財政支援を拡充すること

○ 航空路線の維持に対する支援

- ・航空会社が行う感染防止のための取組みや事業継続に要する費用に対する財政支援を行うこと
- ・地方自治体が行う運航支援に対して財政支援を行うこと

## 3) 公共交通を維持確保するための事業者への支援

○ 地域の生活に必要な公共交通を維持するための支援

- ・with コロナ社会において、感染拡大防止に配慮した運行に取り組む公共交通事業者に対し、引き続き必要な財政支援を行うこと

#### 4) 文化芸術に対する支援の拡充

##### ○ 文化芸術関係者への継続的な支援

- ・アーティスト及び表現活動を支える文化芸術関係者・文化施設がwithコロナ、ポスト・コロナにおいてもその活動を持続するための支援策に十分な財政措置を行うこと

1)	経済観光局 経済政策課長 小林 謙作	078-984-0323
	経済観光局 企画担当課長 大下 和宏	078-984-0332
	経済観光局 中小企業金融担当課長 境 智司	078-360-3205
	経済観光局 雇用・労働担当課長 藤田 真右	078-984-0335
	経済観光局 工業課長 西田 淳一	078-984-0340
	経済観光局 商業流通担当部長 古泉 泰彦	078-984-0346
	経済観光局 ファッション産業課長 久保 阿左子	078-984-0349
	経済観光局 観光企画課長 安居 大樹	078-984-0360
2)	港湾局 物流戦略課長 村山 雅司	078-595-6298
	港湾局 空港調整課長 戸田 達也	078-595-6269
3)	都市局 交通支援担当課長 畑田 典子	078-595-6716
	交通局 経営企画課長 梅永 司	078-984-0102
4)	文化スポーツ局 文化交流課長 井関 和人	078-322-6485

# 重点項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和4年度 神戸市

## Ⅲ-1. 都心・三宮再整備の推進

»内閣府、法務省、財務省、国土交通省

### 1) 三宮周辺地区の再整備にかかる支援

#### ○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業の促進

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の中で整備される新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備を遅滞なく進めていくための事業費の確保を行うこと

（参考）【新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備 経緯】

令和2年3月 「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」とりまとめ

令和2年4月 「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」事業化

令和8年度頃 竣工・供用開始(予定)

#### ○ 雲井通5・6丁目地区市街地再開発事業等の事業推進にかかる財政支援

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の遅滞のない安定的な事業推進、続くバスターミナル（Ⅱ期）整備を含む雲井通6丁目地区の再開発の円滑な事業化に必要な国際競争都市整備事業等による財政支援を行うこと

（参考）【Ⅰ期・雲井通5丁目地区】

令和元年度 市街地再開発事業及び都市再生特別地区都市計画決定

令和4年度 工事着手（予定）

令和8年度頃 完成（予定）

#### ○ 「えき≈まち空間」等の実現に向けた支援

- ・「えき≈まち空間」の核となる三宮クロススクエアの整備へのまちなかウォークアブル推進事業による財政支援、並びに三宮クロススクエア実現に向けた国道2号の交差点改良による交通処理機能強化の取組みへの協力を行うこと
- ・「えき」と「えき」の乗換動線強化、及び「えき」から周辺の「まち」への回遊性向上のための三宮駅周辺デッキ整備や、エリアマネジメント推進などに向けた都市構造再編集中支援事業等による財政支援を引き続き行うこと



○ さんちか再整備の事業推進にかかる財政支援

- ・「えき」と「えき」の乗換動線強化等都市機能強化のため「さんちか」を再整備するにあたり、官民が連携し、遅延なく事業を進めていくため、都市構造再編集中支援事業による財政支援を行うこと

(参考)【さんちか再整備】

令和3年3月	都市計画道路の決定
令和4年度	工事着手(予定)
令和5年度	完成(予定)

○ 市街地再開発事業の施行要件や区分所有者の合意要件の緩和

- ・耐火建築物の割合要件など、都市再開発法による市街地再開発事業の施行要件の緩和を行うこと
- ・区分所有者の合意割合など、区分所有法に基づく建替決議要件の緩和を行うこと

(参考)【耐火建築物の割合要件】

現行：耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内の建築物の当該面積合計の1/3以下

【区分所有者の合意割合】

現行：区分所有者の4/5以上

○ 都市再生緊急整備地域の拡大に向けた支援

- ・令和4年度を目途とした、都市再生緊急整備地域の神戸三宮駅周辺・臨海地域から兵庫県庁周辺や中突堤周辺等の今後再整備を予定している地域への拡大に向けた支援を行うこと

2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

○ 神戸第2地方合同庁舎別館の早期解体による憩い空間の創出への協力

- ・旧居留地から海への眺望や、歩行者動線の連続性、賑わいや憩い空間創出のため、現在使用されていない神戸第2地方合同庁舎別館を早期解体すること

○ ウォーターフロント地区再開発に向けた国有地の柔軟な管理処分

- ・市が主体性を持って取り組むため、市が一定の埋立負担を有する国有地については、市への土地譲渡を前提とする柔軟な管理処分を行うこと
- ・民間投資を誘発するために買い受けた土地について、売却・賃貸等の多様な方式の採用を可能とする柔軟な対応を行うこと

### III. 都心・三宮再整備の推進

---

#### ○ 民間による水辺空間の有効利活用を促進するための規制緩和及び財政支援

- ・行政財産の長期（10年超）貸付や占用許可制度を検討すること
- ・公共施設整備や景観整備及び市街地から水辺空間へのアクセス向上、水辺空間内の回遊性向上などを対象とする総合的な財政支援制度を創設すること

#### ○ 民間投資誘発に向けた支援

- ・都市開発に対する民間投資意欲を誘発するため、旧民法のようにまちの賑わい・活性化に資する各種施設に対する補助など支援制度を創設すること
- ・非常事態を踏まえた民活補助率の特例に準じた措置を講じること

（参考）通常時：補助率5% 阪神淡路大震災時：補助率10%

(三宮周辺エリア図)



- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 1) 都市局 都市計画課長 松崎 吉希       | 078-595-6697 |
| 都市局 都心再整備本部 担当部長 原田 充     | 078-984-0303 |
| 2) 企画調整局 未来都市政策課長 樋野 創    | 078-322-6339 |
| 港湾局 ウォーターフロント再開発推進課長 谷 幸治 | 078-595-6305 |

### V-1. 神戸観光の推進

»農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

#### 1) 須磨海岸エリアの整備促進によるにぎわい創出

##### ○ 須磨海浜水族園・海浜公園・須磨海岸の再整備にかかる財政支援の継続

- ・須磨海岸エリア全体の魅力向上を目的に、歴史的・文化的景勝の地であり、周辺住民の憩いの場となっている海浜公園の再整備のため、Park-PFIによる特定公園施設の整備に対し、官民連携型にぎわい拠点創出事業による継続的な財政支援を行うこと
- ・須磨海浜水族園を含む海浜公園の再整備と歩調を合わせた、須磨海岸の再整備、須磨ヨットハーバーとの回遊性向上を実現するための財政支援を拡充すること

#### 2) 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の活性化

##### ○ 六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実にに対する支援

- ・市街地からのアクセス交通（索道等）の維持・充実にを図り、六甲山の活性化を進めるため、ソフト施策に限定されている観光振興事業費補助金をハード整備にも拡充するなど、財政支援を行うこと

##### ○ 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和

- ・六甲山における民間投資の促進を図るため、自然公園法による規制の緩和、実情を勘案した柔軟な運用を行うこと

（参考）【自然公園法施行規則】

第11条において、「建築物の高さ基準 13m以下」「建築面積 2,000 m<sup>2</sup>以下」「主要道路からの壁面後退距離 20m以上」と定められている

### 3) 地域経済の活性化に対する支援の充実（再掲）

#### ○ 消費・需要喚起に向けた支援

- ・観光需要の回復状況を踏まえた上で、ホテル・旅館・土産物店等の観光関連事業者の事業継続のための新たな需要喚起策を行うこと
- ・休業・時短要請、外出自粛、消費低迷等により甚大な影響を受けている飲食店・物販店・サービス業等を支援するための消費喚起策を実施するとともに、地域コミュニティの賑わいや安全・安心を支える商店街等を対象とした賑わいを回復するための支援などの十分な財政措置を行うこと

1)	建設局 公園部設計担当課長 野田 泰史	078-595-6478
	港湾局 海岸防災課長 河原 正夫	078-595-6321
2)	都市局 公共交通課長 吉田 匡利	078-595-6714
	経済観光局 観光事業担当課長 筒井 利典	078-984-0361
3)	経済観光局 観光企画課長 安居 大樹	078-984-0360
	経済観光局 商業流通担当部長 古泉 泰彦	078-984-0346



# その他項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和4年度 神戸市

---

# 1. まちの活力の創出

»内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

## 1) 公共交通機関の利用促進等の充実

### ○ 地方鉄道施設の維持充実を図るための事業費の確保

- ・鉄道施設の安全確保と地方鉄道路線の経営の安定化を図るため、鉄道軌道の施設の維持・更新に関して、資金力等に一定の限界があり、老朽化の対策を講じることが困難な中小鉄道事業者等に対し、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の事業費を確保すること

### ○ 地域コミュニティ交通の推進のための補助要件の緩和

- ・地域の実情にあわせた適切な輸送サービスの提供を継続するため、ダウンサイジングを前提とした地域旅客運送サービス継続事業に位置付けた系統を、国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業等）の対象路線とすること

## 2) 道路整備の推進

### ○ 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）における関連道路整備のための財政支援の継続

- ・踏切の除却に加え、歩行者の安全確保や地域の一体化などの連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、関連道路整備のための計画的かつ集中的な財政支援を引き続き行うこと

### ○ 都心内道路の再整備にかかる財政支援

- ・都市の魅力向上に向けて、税関前歩道橋のリニューアルや生田川右岸線の機能強化などの道路空間再整備を進めるため、継続的な財政支援を行うこと



---

### 3) 公園整備等の推進

- 都市公園リノベーション及び都市緑化推進のための十分な財政支援
  - ・子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編に必要な財政支援を行うこと
  - ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラ整備に必要な財政支援を行うこと
  - ・都市の魅力を高め、利用者のニーズに対応した大規模公園のリノベーションに必要な財政支援を行うこと
  - ・神戸のシンボルとなる公園として東遊園地の再整備を進めるため、必要となる財政支援を行うこと
- 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進
  - ・国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接するしあわせの村とあわせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されており、残りの区域についても早期に供用が開始できるよう整備を推進すること

### 4) 市街地整備の推進

- 密集市街地における住環境整備費等の財政支援の継続及び補助制度の拡充
  - ・老朽建築物除却にかかる補助要件を緩和すること（不良住宅等以外の建築物についても補助率を 1/3→2/5）
- 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業にかかる財政支援の継続
  - ・駅前再開発事業により整備された鈴蘭台駅へのアクセス性の向上、通学路の安全確保、事業区域内の旧兵庫商業高校跡地を活かしたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業の計画的かつ集中的な財政支援を引き続き行うこと

---

## 5) 地域価値の維持に資する歴史的建築物等の保全・転活用の推進

### ○ 都市再生推進法人への土地等の譲渡にかかる租税特例措置の補助要件の緩和

- ・対象土地を低未利用土地に加え地域価値の維持に資する歴史的建築物等の土地にも拡充すること
- ・譲受人である都市再生推進法人の要件を公共性及び公益性が担保できることを条件に、株式会社等にも適用できるよう拡充すること

## 6) 住宅政策の推進

### ○ 市営住宅マネジメント計画に基づく市営住宅の再編・改修等にかかる財政支援の継続

- ・市営住宅マネジメント計画に基づく改修・更新時期を迎える大量の市営住宅の再編（廃止・建替え）・改修事業、及び大規模市営住宅におけるまちづくりの観点を踏まえた居住機能再生事業について財政支援を行うこと

### ○ すまいに関する相談・情報提供事業の交付金における取扱いの緩和

- ・住情報施策をはじめとした基礎的な住宅施策については、基幹事業の事業量に左右されない安定的な運営が必要なことから、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置付けること、または、提案・効果促進事業の合計事業費の比率の上限を緩和すること

### ○ 中古住宅の取得時にかかる税制支援制度の充実

- ・増加する空き家対策として既存ストックを有効活用するため、中古住宅の取得時に、新築住宅取得時以上の税制面の優遇措置を講ずること

### ○ 新たな住宅セーフティネット制度における家賃低廉化補助要件の緩和

- ・家賃低廉化補助を受けることができる住宅確保要配慮者専用住宅として登録する際の、賃貸借契約における礼金、更新料等を受領禁止とする要件を除外すること
- ・補助申請者は入居者ではなく賃貸人であり、実質的な経済支援を受けない賃貸人の事務負担が大きいことが、登録数が伸びない要因の一つとなっていることから、補助申請にかかる賃貸人の事務負担軽減のため、補助申請者に入居者を追加すること

---

## 7) 雇用対策のさらなる推進

- 障害者の超短時間雇用及び在宅就労の推進に向けた制度の拡充
  - ・週 20 時間未満の超短時間労働者も雇用率制度の対象に含めるとともに、障害者の在宅就労を推進するため、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対する支援制度の要件緩和や新たな仕組みづくりを行うこと

## 8) 真珠産業の活性化

- 真珠振興法に基づき策定された兵庫県真珠振興計画に定める取組みに対する財政支援の拡充
  - ・コロナ禍により海外販路等に大きな影響を受けている真珠業界に対し、販路拡大・ブランド構築推進のための海外展示会出展やブランディング費用に対する財政支援を拡充すること

## 9) 若い世代の結婚の推進

- 結婚新生活支援事業の継続的な実施、要件緩和及び対象費用の拡充
  - ・所得要件がハードルとなり申請できないケースが多いため、所得要件を緩和すること
  - ・賃貸契約時の一般的な費用である家賃債務保証料及び損害保険料などの費用が補助対象外となっており、対象者に負担が生じていることから、補助対象経費を拡充すること



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization



City of Design  
**KOBE** 

Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2008